

川越市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月20日

川越市長

森田初恵

川越市規則第43号

## 川越市税条例施行規則の一部を改正する規則

川越市税条例施行規則（昭和49年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第2項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第2項第1号中「第4条各号」を「第5条各号」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項第2号中「第4条各号」を「第5条各号」に改め、同項第4号中「第5条第3項第2号」を「第6条第3項第2号」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項第1号中「第41条の18の3」を「第41条の18の2」に、「第7条第1項第1号及び第9条第1項」を「第8条第1項第1号及び第10条第1項」に改め、同項第5号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1号中「第7条第1項第3号」を「第8条第1項第3号」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（公示送達）

第3条 条例第18条に規定する規則で定める方法は、市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第18条に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

様式第1号から様式第16号までの規定中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

様式第17号中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、「準用する」の次に「同法」を加える。

様式第18号中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

様式第19号中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、「準用する」の次に「同法」を加える。

様式第20号から様式第23号までの規定中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

様式第24号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第5条第2項」を「第6条第2項」に、「第5条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に、「第4条各号」を「第5条各号」に、「第4条第1号」を「第5条第1号」に、「第5条第3項第2号」を「第6条第3項第2号」に改める。

様式第25号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第5条第2項」を「第6条第2項」に改める。

様式第26号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

様式第27号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。

様式第28号から様式第53号までの規定中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

様式第54号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第44号様式別表（1～4）」を「地方税法施行規則第44号様式（別表第1から別表第4まで）」に改める。

様式第55号から様式第60号までの規定中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の川越市税条例施行規則の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。